

入院時食事療養費・入院時生活療養費について

◇入院時食事療養費◇

入院中の食事については、食材料費相当を標準負担額としてご負担いただきます。

1. 70歳未満の方

区分		1食あたりの食事代
一般（限度額区分ア～区分エ）		490円 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等：280円
低所得者 （限度額区分オ）	90日までの入院	230円
	91日以降の入院	180円

2. 70歳以上の方

区分		1食あたりの食事代
現役並み所得者・一般		490円 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等：280円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
	91日以降の入院	180円
低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給権者）		110円

◇入院時生活療養費◇

療養病床（マナー棟4階・5階、テラス棟2階）に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食事と居住費を標準負担額としてご負担いただきます。

1. 65歳以上70歳未満の方

	1食あたりの食事代	1日当たりの居住費
一般（限度額区分ア～区分エ）	490円	370円
低所得者（限度額区分5）	230円	370円※

2. 70歳以上の方

	1食あたりの食事代	1日当たりの居住費
一般（限度額区分ア～区分エ）	490円	370円※
低所得者Ⅱ	230円	370円※
低所得者Ⅰ	140円	370円※
低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給権者）	110円	0円

※については、患者さんの状態により金額が異なります。